

群馬県立高崎東高等学校いじめ防止基本方針

群馬県立高崎東高等学校（以下、本校とする）は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

1 基本的な考え方

- (1) 本校では、生徒の心身の健全な発達を図り、生徒が安全に、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止のための適切な対策を講ずる。
- (2) 本校教職員は、いじめの未然防止に全力で取り組むとともに、いじめの兆候や発生を見逃さず、いじめを把握した場合は、「群馬県立高崎東高等学校いじめ対策委員会」が速やかに対応する。

2 校内組織

本校は、「群馬県立高崎東高等学校いじめ対策委員会」を設置し、いじめの未然防止・早期発見及び早期対応等を、組織的かつ実効的に行う。

【構成員】

- (1) 委員長 校長
- (2) 委員 教頭、生徒指導主事、学年主任、生徒指導部生活指導係、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー

※構成員については、個々の事案に応じ担任や部活動顧問を加えることとする。

3 いじめの未然防止・早期発見・早期対応等に関する具体的方策

別表1（群馬県立高崎東高等学校いじめ防止プログラム）及び別表2（群馬県立高崎東高等学校いじめ対応マニュアル）のとおりに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に係る生徒への指導及び具体的取り組みを行う。また、いじめに対する基本認識を日頃から教職員及び生徒に周知徹底し、保護者との信頼関係づくりや、地域及び関係機関との連携協力を努める。同時に生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

4 教育委員会及び所轄警察署等との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、所轄警察署と相談して対処する。
- (2) いじめにより生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、直ちに所轄警察署等に通報し支援を求めるとともに、速やかに県教育委員会に報告する。

5 保護者との連携

いじめが確認された場合は、詳細な事実確認に基づき迅速な解消に向けて適切な対策を早急に立て、保護者に事実関係及び指導方針等を説明し、いじめを受けた生徒及びその保護者に対するカウンセリングなどを含めた支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言等を行う。また、当該いじめ事案に関する情報は、継続的かつ適切に保護者へ提供する。

6 重大事態への対処

以下に掲げる事態（以下「重大事態」という）が発生した場合は、速やかに県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会又は学校のもとに組織を設け、公平・中立な調査等を行い、事実関係を明らかにするよう努める。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- (2) いじめにより生徒が相当の期間※学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

※相当の期間とは、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安に関わらず迅速に対処する。

7 その他留意事項

- (1) 日頃から、生徒一人ひとりの言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうという姿勢を持つとともに、どのようなことでも大人へ相談してよいという意識を、教育活動全体を通じて高める。また、学校内外の相談窓口の周知を徹底する。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、そこに至るまでの経緯や背景・事情の調査を多角的に行い、生徒が感じている被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) 特別な配慮が必要な生徒については、保護者等との連携のもと、生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。
- (4) いじめが解消したか否かについては、以下の2つの要件をもって判断する。
 - ①いじめに係る行為が認められない状態が、少なくとも3ヶ月以上継続していること。
 - ②いじめを受けた生徒が、いじめに係る行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- (5) インターネット上のいじめが重大な人権侵害であることと同時に刑法上（侮辱罪や名誉毀損罪等）・民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを生徒に理解させるとともに、SNS等に頼らない人間関係づくりへの意識を高めていけるような指導を行う。
- (6) いじめの未然防止・早期発見及び早期対応等に係る生徒への指導及び取り組みについて、達成状況を学校評価において評価し、改善を図る。